

緊急対策の推進に際して留意すべき方針

令和4年10月12日
こども政策担当大臣指示

こどものバス送迎・安全徹底プラン（緊急対策）を、スピード感を持って着実に推進すること。

また、緊急対策の推進に際しては、次に掲げる点について留意すること。

- 1 安全管理マニュアルを直ちに地方自治体を通じて各園等の現場に行き渡るようにし、可能な限り早期に運用を開始するよう働きかけること。
また、現場で運用していく中で、地方自治体や現場から出された工夫すべき点などの意見や、静岡県の特例指導監査の結果なども踏まえ、マニュアルの改訂には柔軟に対応すること。
- 2 安全装置の調達状況を踏まえ、その装備の義務化については、施行を来年4月からとした上で、1年間の経過措置を設定しているが、可能な限り早期に、来年6月末までに安全装置を装備していただくよう、地方自治体を通じて現場に働きかけること。
なお、経過措置期間内において安全装置の装備がなされるまでの間については、降車後に車内の確認を怠ることがないようにするための所要の代替措置を講じることとする。
- 3 「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」については、政府において今月末を目途に取りまとめる「総合経済対策」に関連施策を位置付けるとともに、早期に財政措置を講じる方向で検討するが、その際、事業者の負担をできる限り軽減するよう調整を行うこと。